

発議案第6号

環太平洋経済連携協定（TPP）の大筋合意を撤回し、協定への調印・  
批准を行わないよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1  
項の規定により提出します。

平成28年3月4日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原 忠	⑩
賛成者	八千代市議会議員	植 田 進	⑩
	同	三 田 登	⑩
	同	堀 口 明 子	⑩

## 提案理由

国に対し、国会決議に違反する環太平洋経済連携協定（T P P）の「大筋合意」を撤回し、協定への調印・批准を行わないよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）の大筋合意を撤回し、協定への調印・批准を行わないよう求める意見書

昨年１０月５日、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）が参加国により「大筋合意」され、同年１１月５日に政府は「暫定的な協定文書」を発表した。

「大筋合意」では、米国・豪州産の米に対する最大計７．８万トンの「特別輸入枠」の設定を初め、牛肉の関税を３８．５％から９％への引き下げ、豚肉の関税も１キログラム当たり最大４８２円から５０円までの引き下げ、バター・脱脂粉乳の輸入枠設定、甘味資源作物の特別輸入枠の新設など、農産品重要５項目の全てで譲歩するとともに、重要５項目５８６品目のうち３割に当たる１７４品目で関税を撤廃するとしている。

国会決議（第１８３回国会衆議院、参議院農林水産委員会の決議）では、重要５項目については関税の撤廃だけでなく削減も行わない「除外又は再協議の対象」とし、「それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さない」と明記している。

さらに、重要５項目以外の野菜、果物、水産物などの９８％で関税を撤廃するとしていることは看過できるものではない。日本の農林水産業に甚大な影響を与え、食料自給率のさらなる低下は避けられず、日本の主権にもかかわる重大問題である。

また、医療分野への営利企業の参入、食の安全に対する侵害、ＩＳＤＳ条項（投資家対国家の紛争解決）など、地域経済や国民生活全般にわたる深刻な影響が懸念され、大きな不安が広がっているもとの、国民不在のまま協定への調印・批准は許されない。

政府は、国会決議を遵守するとともに、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）の「大筋合意」の詳細と協定本文を、国会と国民に速やかに明示すべきである。

よって、本市議会は国に対し、国会決議に違反する環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）の「大筋合意」を撤回し、協定への調印・批准を行わないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）様